

【建設コンサルタント】

令和4・5・6年度

魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

魚沼市が発注する「建設コンサルタント等業務」に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議に参加を希望される方は、次の要領により入札参加資格審査申請書類を提出してください。

有効期間ごとに申請が必要です。

1 資格審査の申請をすることができる方

魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程で定める競争入札等に参加することができる者の要件を満たす者

【例】

- ・営業に関し許可、認可等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- ・市税等について未納のない者 等

2 受付期間等及び提出先等

1. 定期申請: 令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)17時まで(※郵送必着)
2. 随時申請: 令和4年2月1日(火)以降
3. 提出及び問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症予防のため、原則郵送での提出をお願いします。

(持参でも受領しますが、その場で審査は行いません。書類のみの受領になります。)

↓キリトリ

↓キリトリ

↑キリトリ

↑キリトリ

【提出先】

〒946-8601
新潟県魚沼市小出島910番地

魚沼市役所 本庁舎
総務政策部 財務課 契約係 宛

R4入札参加資格審査申請書在中

提出書類・2

提出書類・1
連絡票及び
提出書類一覧表

提出する書類にチェックを入れた連絡票を一番上にして、書類番号順に紐綴りして提出してください。 ※A4・長辺綴り

新型コロナウイルス感染症予防のため、原則郵送での提出をお願いいたします。

【問い合わせ先】 TEL : 025-792-9205 (平日 9:00～17:00)
FAX : 025-792-9500 E-mail : keiyakukensa@city.uonuma.lg.jp

【建設コンサルタント】

3 資格審査の有効期間

1. 定期申請をされた方: 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
2. 随時申請をされた方: 審査後名簿に登載された日(令和4年5月1日以降)から令和7年3月31日まで

4 提出書類等

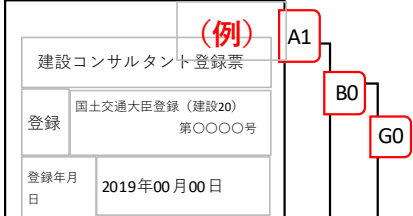
※記載方法は新潟県に準じます。

※市内業者とは魚沼市内に主たる営業所を有する業者をいい、市外業者とは市内業者以外の業者をいいます。

○: 必ず提出してください(記入する事項がない場合も、白紙のまま提出してください)。

△: 該当がある場合、提出してください。




×: 提出する必要はありません。

| 提出書類 | 市内業者※ | 市外業者※ | 様式名・表題・添付書類名等 | 備考 |
|------|-------|-------|---|--|
| 1 | ○ | ○ | 連絡票及び提出書類一覧表 | ・日付等を記入し、提出する書類にチェックを入れて、 書類の一番上に付して 提出してください。 |
| 2 | ○ | ○ | 【様式第1号】建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 | |
| 3 | ○ | ○ | 【別紙1】入札参加希望業種(部門)一覧(兼入力票) | |
| 4 | ○ | ○ | 【別紙2】入札参加希望業種(部門)実績 | |
| 5 | ○ | ○ | 【様式第2号】営業所(主たる営業所を除く)入力票 | 市と請負契約を締結する事務所がある場合は記載して下さい。ない場合でも、白紙のまま提出してください。 |
| 6 | ○ | ○ | 【様式第3号】技術職員調書(兼入力票) | |
| 7 | ○ | ○ | 技術職員経歴書 | |
| 8 | △ | △ | 登録を受けていることを証する書面 <u>※必ずどの部門に関する登録なのか分かるよう、コードを記入したインデックスを付けること。</u>  | ・以下の業務を希望する場合のみ提出してください。写し可。 ・インデックスに該当コード(提出書類3【別紙1】参照)を記載し貼り付け、コード順に並べて提出すること。 ・建設コンサルタント業務: コード: A 1~A21 ・地質調査業務: コード: B 1 ・補償コンサルタント業務: コード: C 1~C 8 ・測量業務: コード: D 1~D 3 ・建築設計業務: コード: E 1~E 2 ・土地家屋調査業務: コード: F 1 ・不動産鑑定評価業務: コード: G 1 ・計量証明業務: コード: H 1 |

【建設コンサルタント】

| 提出書類 | 市内業者※ | 市外業者※ | 様式名・表題・添付書類名等 | 備考 |
|------|-------|-------|--|--|
| 9 | △ | △ | 営業実績があることを証する書面 ※複数ある場合はコード毎に2件まで。 ※必ずどの部門の実績なのか分かるよう、コードを記入した付箋インデックス等を付けること。  | <ul style="list-style-type: none"> ・（1）または（2）の場合のみ提出してください。写し可。 ・インデックスに該当コード（提出書類3【別紙1】参照）を記載し貼り付け、コード順に並べて提出すること。 （1）以下の業務を希望するが、8の登録がない場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務：コード：A 1～A21 ・地質調査業務：コード：B 1 ・補償コンサルタント業務：コード：C 1～C 8 ・測量業務：コード：D 1～D 3 ・建築設計業務：コード：E 1～E 2 ・土地家屋調査業務：コード：F 1 ・不動産鑑定評価業務：コード：G 1 ・計量証明業務：コード：H 1 （2）以下の業務を希望する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・試験業務：コード：I 1～I 5 ・その他業務：コード：J 1～J 4 |
| 10 | ○ | △ | 魚沼市の納税証明書（未納のない証明） ※申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ※写し可 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内業者及び市税の納税義務のある者が提出してください。 ・魚沼市税務課で発行しています。 ※魚沼市役所で交付を受ける場合は、事前に必要書類等を確認しご用意ください。納税証明書に関するお問い合わせは税務課（TEL025-792-9751）までお願いします。 |
| 11 | ○ | ○ | 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明） ※申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ※写し可 | <ul style="list-style-type: none"> ・発行は税務署になります（魚沼市役所ではできません）のでご注意ください。 ・個人の場合：所得税と消費税及び地方消費税用は納税証明書「その3の2」 ・法人の場合：法人税と消費税及び地方消費税用は納税証明書「その3の3」 |
| 12 | ○ | ○ | 暴力団等の排除に関する誓約書 | 「魚沼市暴力団排除条例」の施行に伴い「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出してください。 |
| 13 | ○ | ○ | 特定関係調書 ※該当がない場合でも提出が必要です。 | 「魚沼市特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準」の施行に伴い「特定関係調書」を提出してください。該当がない場合でも「なし」に○をつけて提出してください。 |
| 14 | × | △ | 委任状 | 支店等に入札、契約等を委任する場合は提出してください。 |

5 様式ダウンロード等

| 提出書類等の番号 | QR コード | 備考 |
|--|---|---|
| 1 から 7、1 2 から 1 4、 〒※郵送用の宛名ラベル |  | 各様式ごとにエクセルのシートになっています。 ダウンロードしてご利用ください。 ※紙の様式は財務課窓口で配布しております。 |
| 1 0 魚沼市の納税証明書 （未納のない証明） |  | 窓口申請では身分証明書や社印等、必要事項等があります。必ず事前に担当課に確認の上お越しく ださい。※魚沼市税務課 025-792-9751 |
| 1 1 法人税又は所得税 並びに消費税及び地方消 費税の納税証明書（未納税 額のない証明） |  | 市役所では取得できません。 管轄の税務署やオンライン等で取得願います。 ※小千谷税務署 小千谷市東栄 1 丁目 5 番 24 号 TEL0258-83-2090 |

6 その他

1. 受付印の送付を希望される場合は、送付先を記載したハガキ又は切手を貼った返信用封筒を同封してください。封筒の場合は、受付印を押す受付票や申請書の写しなどもあわせて同封してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合及び廃業等の事由が発生した場合は、20日以内に変更届出書・廃業等届出書を提出してください。また、参加資格の承継は、承継申請書を提出してください。
3. 建設コンサルタント等業務の業種追加の場合は、「4 提出書類等」のうち1、2、3、4、6、7、8、9、10、11（追加分に係る欄のみ記載）を提出してください。なお、既に建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの各業種（部門）の入札参加資格を有する方が、登録部門の追加、末梢があった場合は、変更届出書を提出してください。